

## 正誤表

ページ	行	誤	正				
9	21	慣用	環境				
61	下10	今日、～至ってはいない。	2行削除				
62	下3	少子化の急激な進行に呼応して、国政レベルでは「 <u>こども（家庭）庁（省）</u> 」創設が提唱されたが、	少子化の急激な進行に呼応して、国政レベルでは2022（令和4）年「 <u>こども基本法</u> 」（<資料>II-22）の制定とともに「 <u>こども家庭庁</u> 」が創設されることとなったが、				
91	19	中央教育審議会～答申	1966（昭和41）年 中央教育審議会～答申				
96	下4	強化された。	強化された。その後の教員政策の変遷については後述IV章3（8）p.149～参照。				
110	下7	<資料>IV-28	<図>IV-18				
	下2	<資料>IV-31	<図>IV-21				
119	<図>IV-8 の凡例を右のものに差し替え <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> とてもそう思う</td> <td><input type="checkbox"/> まあそう思う</td> <td><input type="checkbox"/> あまりそう思わない</td> <td><input type="checkbox"/> 全くそう思わない</td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> とてもそう思う	<input type="checkbox"/> まあそう思う	<input type="checkbox"/> あまりそう思わない	<input type="checkbox"/> 全くそう思わない
<input type="checkbox"/> とてもそう思う	<input type="checkbox"/> まあそう思う	<input type="checkbox"/> あまりそう思わない	<input type="checkbox"/> 全くそう思わない				

○p.65 下に&lt;資料&gt;II-22 を追補する。

&lt;資料&gt;II-22 こども基本法 法律第77号（令和4年6月22日）

<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。</p> <p>2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。</p> <p>一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援</p> <p>二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援</p> <p>三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。</p> <p>二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。</p> <p>三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。</p> <p>四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。</p> <p>五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。</p> <p>六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(事業主の努力)</p> <p>第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(国民の努力)</p> <p>第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(年次報告)</p> <p>第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。</p> <p>一 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第9条第1項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況</p> <p>二 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第6条第1項に規定する我が国における子ども・</p>
--

若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

## 第 2 章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第 9 条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 こども施策に関する基本的な方針
  - 二 こども施策に関する重要事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 一 少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
  - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前 2 項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第 11 条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第 12 条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第 13 条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第 2 項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第 14 条 国は、前条第 1 項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第 15 条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第 16 条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第 3 章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第 17 条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 こども大綱の案を作成すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
  - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（組織等）

第 18 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第 11 条の 3 に規定する事務を掌理するもの
  - 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者（資料提出の要求等）

第 19 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。（政令への委任）

第 20 条 前 3 条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 一 附則第 10 条の規定 こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）
- 二 附則第 11 条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）

（検討）

第 2 条 国は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。（第 3 条以下 省略）